

0.23億円(H29年度比1.05)

- 平成29年度までに、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況とすることを目標に、平成24年度より社会保険加入促進のための総合的な対策を推進。

- 【主な対策】
- 建設業許可・更新時に加入状況を確認・指導、未加入の場合は保険当局に通報(H24.11～)
 - 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」により、元請企業が未加入の下請企業を指導(H24.11～)
 - 見積書に法定福利費を内訳明示し、元下契約の中で必要な金額を確保する取組を推進(H25.9～)
 - 公共工事において、加入企業に限定する対策を導入(H26.8～)

- これまでの取組により一定の成果が見られるが、加入の徹底・定着を図っていくため、小規模事業者・労働者単位の加入や法定福利費の確保等、課題の残る分野を中心に、引き続き対策を実施。

◆現状・課題

- 小規模事業者や労働者単位での加入を徹底するため、正しい理解の浸透を図るとともに、よりきめ細かな対応が必要
- 元下間で法定福利費が十分に確保されていないことにより、社会保険に加入した企業の経営を圧迫している状況

◆主な対策・施策の内容

○法定福利費の支払い状況等に関する実態調査

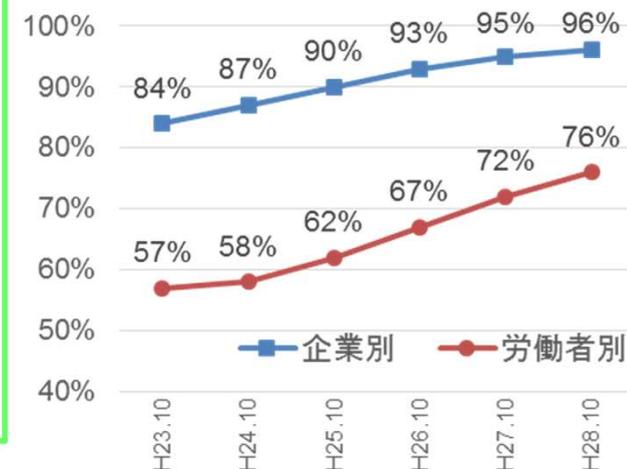
- 発注者から元請、元請から下請への法定福利費の支払い状況等について実態把握を行う。

○建設キャリアアップシステムを活用した加入徹底

- 建設キャリアアップシステムを利用して社会保険の加入徹底を図るため、未加入の下請企業や現場作業員に対するシステムを活用した加入指導方法等について検討を行う。

◆社会保険加入率の推移

(雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険に全て加入している割合)



出典：公共事業労務費調査